

社会福祉法人新和会 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新和会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

2 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した場合、1回につき7,000円を支給する。なお、理事長及び常勤理事においてはこの限りではない。

3 監事に対する報酬は、監査会に出席した場合、1日につき10,000円を支給する。ただし、監査会立会人にて出席した場合は7,000円を支給する。

4 理事長及び常勤理事の報酬は、実務状況・出勤状況を勘案し下記の金額を上限とする。

月額報酬 50,000円

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

2 理事長及び常勤役員の報酬の支給時期については、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その前日に繰り上げるものとする。

3 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合にはその金額を控除して支給する。

(報酬の計算)

第4条 新たに役員等に就任した者で月額報酬が発生する場合には、その翌月から報酬を支給する

2 役員が退任し、又は解任された場合は、当月までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員が職務のため出張したときは、費用弁償として3,000円及びそれに要した旅費を支給する。

2 旅費の支給については、職員の例を準用する。

(準用)

第6条 この規程に定めるもののほか、費用弁償の支給方法については、職員の例による。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(その他)

第8条 この規程の運用上必要な事項については、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

2 この規程の改廃を必要とするときは、評議員会の決議を経てこれを行う。

附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
附 則 この規程は、平成16年9月27日から施行する。
附 則 この規程は、平成20年12月1日から施行する。
附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
附 則 この規程は、平成29年2月21日から施行する。
附 則 この規程は、平成29年6月26日から施行する。
附 則 この規程は、平成31年6月25日から施行する。